

2020 年 1 月 20 日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都台東区台東一丁目 31 番 7 号

株式会社 SHOEL

代表取締役 石田健一郎



当会社を吸収合併存続会社、株式会社太陽(本店所在地:東京都港区南青山四丁目 5 番 21 号。以下「太陽」といいます。)を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続(以下「本件合併」といいます。)に関する、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 吸収合併存続会社が、吸収合併消滅会社の株主に対しその株式に代えて交付する金銭等に関する事項及び当該金銭等の割当てに関する事項についての吸収合併契約の定め の 相 当 性 に 関 す る 事 項

太陽は当会社の完全子会社であって、本件合併は 100%親子会社間の吸収合併であるため、太陽の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等は交付されません。

3. 吸収合併存続会社が、吸収合併消滅会社の新株予約権者に対しその新株予約権に代えて交付する新株予約権等に関する事項及び当該新株予約権等の割当てに関する事項についての吸収合併契約の定め の 相 当 性 に 関 す る 事 項

太陽は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

5. 吸収合併消滅会社の臨時決算日に関する臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別途開示されておりますとおり、当会社は、2020年1月6日付で太陽の株式全部を取得して、太陽を完全子会社化しました。なお、当該株式取得が当会社の連結業績に与える影響は軽微と考えております。

8. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務(異議を述べることができる吸収合併存続会社の債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

本件合併の効力発生後における当会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併後の当会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本件合併後における当会社の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

9. 本書面の備置開始日後、吸収合併が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容
該当事項はありません。

以上